

災害時に道路や通信の途絶によって孤立状態となった集落に対する関係機関による救援・救助について

1. 孤立実態の把握

道路パトロールやドローン、ヘリ等の活用により情報収集に努めます。
集落内の状況については、集落の代表者、消防団等から情報収集を行います。

2. 孤立集落内住民の救援・救助

自衛隊・消防・警察等の関係機関と連携し、救援・救助を実施します。

3. 通信体制の確保

通信が途絶している場合、通信機関等と連携し、衛星携帯電話など孤立の状況に応じた活用可能な代替手段を検討し、通信体制の確保に努めます。

4. 生活必需物資等の輸送

食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリやドローン等による空輸から徒歩による運搬など、状況に応じた手段で実施します。

5. 道路の応急復旧

速やかに道路復旧を実施し、孤立集落に対する輸送ルートを確認します。

家庭の備蓄チェックシート

非常時に備え、水や食料品といった生活するために必要な物資を最低3日分（推奨1週間以上）備蓄しましょう。

○備蓄品の例

【食品類】

- 水 食品（缶詰やレトルト食品等）
- 飴・チョコ

【医薬品等】

- 救急セット 手指の消毒液 常備薬
- 体温計 マスク

【生活用品】

- ラジオ タオル 懐中電灯
- ウェットティッシュ 着替え
- 携帯電話の充電器 歯ブラシ
- 携帯トイレ

【各家庭に必要なもの】

- 赤ちゃんの用品（おむつ・ミルク）
- 生理用品
- コンタクトレンズの洗浄液
- その他必要なもの

○上記に加え、自宅から避難先に行く際に必要となる非常持出品の例

【貴重品類】

- 現金（小銭を多めに）
- 車や家の予備鍵
- 身分証明書
- 情報収集用品（携帯電話等）



栃木県 防災リーフレット ～集落の孤立に備えよう～

発行者/
栃木県危機管理防災局
危機管理課・消防防災課

令和7(2025)年12月発行

孤立可能性集落について

栃木県では、能登半島地震を受け、令和6年度、県内の孤立する可能性のある集落の状況について全市町を対象に調査を行いました。

※本調査は、従来の国の調査（H25）と同じ基準に基づき、県と市町で確認したものです。集落にアクセスできる道路が土砂崩れの恐れがある箇所（土砂災害警戒区域など）に隣接するなど、集落への行き来ができない場合が想定される集落を孤立可能性集落として計上しています。

同集落の状況アンケートの結果…

- ・ 備蓄（生活用品等）のある集落は約25%
- ・ 情報通信手段のある集落は約30%
- ・ ヘリの駐機スペースのある集落は約44.5%

※各市町で把握している内容に基づく結果

平時から、集落の孤立への備えを地域のみんなで行っていくことが大切です！



孤立可能性集落における自助・共助の重要性について



集落が孤立した場合、孤立の解消までに時間がかかったり、救助活動や物資輸送等の支援（公助）が遅れたりすることがあるらしいね。

ということは、自分の身は自分で守ること（自助）や地域や近隣の人々が互いに協力しあうこと（共助）が重要になるんだね！



それぞれの地域で日頃から災害への備えについて話し合い、訓練をすることで、被害の拡大を防ぐことにつながるね。

そういったことをまとめた地区防災計画を作ることが大切だね。



集落内で実施することが望ましい自助・共助の取り組みについて

地区防災計画についてはこちら



地区防災計画を策定しましょう

地域住民がお互いに支援しあうために地域で自由に作る計画です。

集落内で備蓄を確保しましょう

孤立が長期化した場合に備え、個人の備蓄に加えて集落での備蓄も重要になります。

災害時の備蓄や日頃からの備えについてはこちら



※定期的な点検や見直しも大切です

県では、平時からの備えに活用できる補助金を創設しました。対象経費は以下のとおりです。

対象経費	
	(1) 資機材整備に係る経費 ⇒ 発電機、投光器、テント、携帯トイレ等の避難所運営用資機材の整備等 ※ 飲料水、非常食等は対象外とする
	(2) 情報通信手段整備に係る経費 ⇒ 衛星電話、防災行政無線の整備等 ※ 対象は初期導入に係る経費であり、導入後の通信費等は含まれない。
	(3) ヘリ臨時離発着場整備に係る経費 ⇒ ヘリ臨時離発着場確保のための伐採、整地等

詳しい内容は、こちらの県HPからご覧下さい

